

平成24年(ワ)第328号、平成25年(ワ)第59号 志賀原発運転差止請求事件
原告 北野進 外124名
被告 北陸電力株式会社

証拠説明書(48)

(大津地裁決定に関して・第49及び第50準備書面)

平成28年6月9日

金沢地方裁判所民事部合議B1係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 岩淵正明 外



以下の証拠表示は、甲号証番号、標目、原本の有無、作成者、作成日、立証趣旨等の順に記載する。

番号	標目	原写	作成者	作成日	分類	立証趣旨等
D5	決定書 (大津地裁平成27年(ヨ)第6号)	写	大津地裁	H28.3.9	①	大津地方裁判所が、事業者に対し、高浜原発3号機及び4号機を運転してはならないと命じたこと

平成 24 年 (ワ) 第 328 号、平成 25 年 (ワ) 第 59 号 志賀原発運転差止請求事件

原告 北野進 外 1 2 4 名

被告 北陸電力株式会社

証 拠 説 明 書 (49)

(敷地内断層の評価に関して・第 5 1 準備書面)

平成 28 年 6 月 9 日

金沢地方裁判所民事部合議 B 1 係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 岩 淵 正 明 外



以下の証拠表示は、甲号証番号、標目、原本の有無、作成者、作成日、立証趣旨等の順に記載する。

番号	標目	原写	作成者	作成日	分類	立証趣旨等
A74	平成 28 年度原子力規制委員会 第 6 回 会議議事録 (抄本)	写	原子力規制委員会	H28.4.27	③	原子力規制委員会が平成 2 8 年度第 6 回会議において「北陸電力株式会社志賀原子力発電所の敷地内破碎帯の評価について」(甲 A 第 75 号証、いわゆる評価書)を受理したこと
A75	北陸電力株式会社志賀原子力発電所の敷地内破碎帯の評価について	写	原子力規制委員会 志賀原子力発電所敷地内破碎帯の調査に関する有識者会合	H28.4.27	③	S-1 について「S-1 の北西部については、旧 A・B トレンチ既往スケッチ及び岩盤調査坑で確認された運動方向の情報から、後期更新世以降に、北東側隆起の逆断層活動により変位したと解釈するのが合理的と判断する。」と評価されていること S-2・S-6 について「S-2・S-6 は、後期更新世以降に、左横ずれ成分を持つ西側隆起の逆断層として活動した可能性がある。この際、S-2・S-6 の地下延長部の断層が活動し、地表付近の新第三系及び上部更新統に変形を及ぼしたものと判断する。ただし、一般には、地表付近に変形を及ぼした断層が、将来、地表に変位を及ぼす可能性は否定できない。」と評価されていること

平成 24 年 (ワ) 第 328 号、平成 25 年 (ワ) 第 59 号 志賀原発運転差止請求事件

原告 北野進 外 1 2 4 名

被告 北陸電力株式会社

証 拠 説 明 書 (50)

(富来川南岸断層に関して・第 2 8 及び 3 4 準備書面)

平成 28 年 6 月 9 日

金沢地方裁判所民事部合議 B 1 係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 岩 淵 正 明 外



以下の証拠表示は、甲号証番号、標目、原本の有無、作成者、作成日、立証趣旨等の順に記載する。

番号	標目	原写	作成者	作成日	分類	立証趣旨等
A76	意見書	原	立石雅昭	H28.3	③	【第 2 8 準備書面 7 頁～・第 3 4 準備書面】 現地調査の結果、後期更新世以降に富来川南岸断層が活断層として活動したと判断することが、科学的に明らかであること